

## ◆ 地域経営（１）

---

### <行財政改革>

- ２０年度以降の特例的な県債の増発により、急増している県債の残高をこれからどの様にして減少させていくのか、具体的な策は何かあるのか知りたいです。今後増え続けて、今の子供達が働く頃に県債の負担がどの様に影響してくるのかも、気になります。 (平成２３年６月 名古屋市 ３０代女性)

### [回答]

本県は、平成２０年秋以降の急激な景気後退を受け、税収が急激かつ大幅に落ち込み、多額の収支かい離を抱える極めて厳しい状況に陥っています。この収支かい離を埋めるために平成２０年度、２１年度に「減収補てん債」という特例的な県債を増発いたしました。（なお、減収補てん債は、普通交付税の算定における税収（基準財政収入額といいます。）が、実際の税収を上回る場合に、その差について事後的に発行することができる県債であり、仮に普通交付税の算定において税収が過大に算定されていなければ、普通交付税として現金で配分されていたと考えられるものです。）

また、現在は、地方全体を通じても財源不足が生じていることから、国の制度上「臨時財政対策債」という交付税の振り替わりとしての特例的な県債を増発せざるを得ない状況となっており、特例的な県債の残高が急増しています。そして、こうした状況は全国的に見てもほぼ同様の傾向にあります。

このような特例的な県債は、その元利償還金について将来的に国からの財政支援を受けることとなるため、後年度の本県の財政運営への影響は小さなものとなると考えられますが、最終的には国民の皆さんの負担となってしまう借金であることに変わりありません。

本県としましては、「第五次行革大綱」に基づき、通常県債の新規発行額の抑制に取り組むとともに、歳入の確保と歳出の抑制に努め、持続可能な財政基盤を確立できるよう取り組んでまいります。

【総務部】